質問第一六号昭和五十三年四月十日提出

北辰電機労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年四月十日

長保利

衆

議

院

議

茂殿

提出者

山本

弘

政

_

北辰電機労使紛争に関する質問主意書

東京都大田区下丸子三―三十―一株式会社北辰電機製作所(以下「会社」という。) での労使紛争

に関し、次の事項について質問する。

に つい 会社と総 て、 評全国4 その経過と現 金 属労働 状 組 0) 合東 概 略 京地方本部北辰電機支部 に 0 *(* \ て 明 5 か にされ たい。 (以 下 「支部」 という。 との労使紛争

会、 が 支 部 行 わ 東 京 れ 並 た 都 \mathcal{U} کے 大 に 聞 田 総 労 評 ** \ 働 て 全 ** \ 基 玉 る 準 金 が 監 属 労働 督 署 そ \mathcal{O} な 組 どに 内 合 容 中 [と進 不 央 当 本 行 労 部 状 働 況 行 同 に 為 、 東 0 京 7 労 地 て 働 方 明 本 基 5 準 部 な か 法 どか に 違 され 反 ら、 な たい。 どで・ 東 申 京 <u>\f</u> 都 て、 地 方 労 申 働 告 委 な 員

三 この支部組合員は現在、 本年三月二十 兀 日 支 部 労働 に 所 基準監督署から労災認定を受け、 属 す る組 合員が 会社 か 5 解 雇 を通告され 休業補償を受領 たと言 中 わ で れ 7 あると聞い 7 るが、

ている。

もしこの解雇が事実なら明らかに労働基準法第十九条「解雇制限」の違反であると考えるが、

この点についての労働省の見解を求めるとともに、会社に対する具体的処置について明らかに

右質問する。

されたい。

兀